



税関保税ニュース 第10号

発行：門司税関監視部保税地域監督官

IS(蔵入承認)後の貨物管理を適正にされていますか？

非違の事例については税関が行う研修などで紹介しています。
今回はIS貨物を適正に管理する上で、「IS(蔵入承認)を受けて2年経過したが延長手続きを失念していた」という事例です。
恒常的にIS貨物を取扱う蔵置場では定期的に蔵置期限を確認されていると思いますが、稀にIS貨物を取扱う蔵置場では、2年という長期の蔵置であり延長手続きを忘れがちです。
定期的な蔵置期限の確認をお願いします。

重要!

IS(蔵入承認)

2年後

延長手続き等

電磁的保税台帳利用蔵置場でのマニュアル台帳作成について

電磁的保税台帳利用蔵置場では基本的にマニュアルの保税台帳を作成する必要はありません。

上欄で紹介したようなIS後の貨物（IS後NACCSによる貨物管理をしている保税蔵置場を除く）その他イレギュラーな要因でNACCS管理できない貨物についてはマニュアルでの保税台帳作成、関係書類の保管が必要となります。
こちらについても忘れがちな処理になりますので特にご注意ください。



記帳、記帳っ！

保税蔵置場関係者の皆様へ

税関からのお願い

大手荷主を^{かた}騙る貨物に注意！！

近年、大手荷主の名義を盗用するなどし、覚醒剤等不正薬物を密輸入する手口が散見されています。



- 船荷証券上の荷主が貨物に心当たりがないと言っている
- 船荷証券上の荷主と連絡がつかない
- 得意先貨物にいつもと異なる荷姿の貨物が混入している
- 得意先の貨物であるが、一部のみ異なる配送先である
- 得意先の貨物であるが、いつもと異なる荷送人である

皆様からの情報提供が密輸入阻止につながります！！上記のような事象以外にも、『いつもと違う』とお気づきの点がありましたら、最寄りの税関保税担当又は税関密輸情報窓口にご連絡ください。

門司税関 監視部 保税地域監督官

(TEL) 050-3530-8387 (FAX) 093-332-8398

門司税関 監視部 保税部門

(TEL) 050-3530-8388 (FAX) 093-332-8398

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル **0120 - 461 - 961**

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

門司税関HP <https://www.customs.go.jp/moji/>

E-mailアドレス moji-mitsujo@customs.go.jp

密輸情報
提供サイト
QRコード



E-mail
アドレス



財務省
門司税関